

国土交通省独立行政法人評価委員会
海上災害防止センター分科会（第1回）

平成15年7月9日（水）15:00～17:00

中央合同庁舎3号館11階特別会議室

【福井課長補佐】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから国土交通省独立行政法人評価委員会第1回海上災害防止センター分科会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様方にはご多忙中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は環境防災課課長補佐の福井と申します。本日の議事進行につきまして、後ほど分科会長にお願いするまでの間、私が務めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以後、座った形で進行させていただきたいと思ひます。

それでは、第1回の分科会の開催に当たりまして、海上保安庁長官の深谷憲一よりごあいさつを申し上げます。

【深谷海上保安庁長官】 長官の深谷でございます。今日は委員の先生方におかれましては、大変お忙しいところをまげてご参集いただきまして、大変ありがとうございます。改めて御礼を申し上げたいと思ひます。

今さら申すまでもないことでございますけれども、一連の行政改革の中で、いろいろな行政のあり方、あるいは行政周辺の法人等のあり方につきまして、国民ニーズとの関連で、行政のあり方というのはずっと問われている。その中でいろいろな改革が進められてきているわけでございます。ご案内のとおり、この独立行政法人化というものも大きな柱の一つでございます。弾力的な運用、それから業績についてはきちんと評価していくことによつて国民の皆さんの期待、あるいは負託にこたえていけるよつというのが趣旨だろつと認識いたしているわけでございます。

ご案内のよつに、この海上災害防止センターは認可法人としてスタートいたしており、現在もそうであります。我が国エネルギーの大半は海外に依存している。またそのエネルギーについては当然のことながら、船舶交通に頼っているという現実の中で、平成9年にございましたナホトカのような事故がありますと、大変な損失、また災害をこうむるわけでございます。そういったことが起きないことがまず第一ではありますけれども、万一起きた場合についての実施部隊として、センターがこれまでもその機能を果たしてきたとこ

ろでございます。

先ほど申し上げましたような、行政改革の一連の流れの中で、このセンターにつきましても、先の国会で法律改正が行われました。今年10月1日に、いわゆる独立行政法人化をするということに相なっています。そういう中で、この評価委員会で独立行政法人としての今後のセンターの業務のありようについて、いろいろご審議をいただきたいと思っているわけでございます。

とりわけ、今回はこの分科会でセンターの中期目標につきまして、皆さん諸先生方のご意見、ご審議を賜りまして、先ほど申し上げましたような、センターが独立行政法人としてさらに皆様の期待に沿えるような業務運営を行うことによって、また先ほど申し上げたような業務を中心としたセンターに与えられた仕事が効率よくきちんと行えるように願っているわけでございます。

そういう意味におきましては、大変お忙しいところ恐縮でございますけれども、今般お願いいたしますセンターの中期目標を中心としたご議論について、ぜひよろしく願い申し上げます。冒頭に当たりまして、ごあいさつをさせていただきました。どうもありがとうございます。

【福井課長補佐】 次に委員のご紹介をさせていただきたいと思いますが、その前にお手元の資料を確認させていただきます。ダブルクリップでとめてございますが、本日配付している資料は、一番最初が座席表、A4、1枚でございます。その次に委員名簿、A4、1枚でございます。あと議事次第、A4が1枚でございます。あと冊子としてとじておりますが、第1回分科会資料ということで、資料1、資料2、資料3というのを添付してあります。それと、第1回分科会参考資料としまして、参考資料1、2、3という形になっております。それと、海上災害防止センターのパンフレットでございます。ご確認をお願いしたいと思います。

なお、本日お配りした資料でございますが、右肩のほうに对外非公開と表示しているものを除きまして、原則として公表扱いとさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、本日まで出席いただいている委員の方々をご紹介させていただきます。まず最初に、東京大学大学院法学政治学研究科教授の落合誠一様でございます。

【落合委員】 落合です。どうぞよろしく願いいたします。

【福井課長補佐】 東京理科大学工学部教授の加藤俊平様でございます。

【加藤委員】 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

【福井課長補佐】 早稲田大学教育学部助教授の工藤裕子様でございます。

【工藤委員】 工藤でございます。よろしくお願いいたします。

【福井課長補佐】 石油連盟油濁対策部長の西垣憲司様でございます。

【西垣委員】 西垣と申します。よろしくお願いいたします。

【福井課長補佐】 東京大学名誉教授の藤野正隆様でございます。

【藤野委員】 藤野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【福井課長補佐】 国際マリントランスポート株式会社取締役社長の町野硯治様でございます。

【町野委員】 町野でございます。よろしくお願いいたします。

【福井課長補佐】 なお本日、北村信彦委員、杉山武彦委員は、ご都合によりご欠席でございます。

なお、8名中6名の委員のご出席をいただいておりますので、過半数という国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定めます充足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

次に、海上保安庁側の出席者を紹介させていただきます。先ほどごあいさつをいたしました海上保安庁長官の深谷です。

【深谷海上保安庁長官】 深谷でございます。よろしくお願いいたします。

【福井課長補佐】 警備救難部長の坂本です。

【坂本警備救難部長】 坂本でございます。

【福井課長補佐】 環境防災課長の伊藤です。

【伊藤環境防災課長】 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

【福井課長補佐】 また、本日は海上災害防止センター理事長の武井立一様にご出席をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

【武井海上災害防止センター理事長】 武井でございます。よろしくお願いいたします。

【福井課長補佐】 それでは、審議に入ります前に、国土交通省独立行政法人評価委員会令第5条第3項の規定に基づきまして、当分科会の分科会長を互選により選出願いたいと思っております。分科会長に関しまして、委員の皆様、いかがいたしましょうか。

【西垣委員】 委員の皆様、いずれもそうそうたる方々とお見受けいたしましたけれども、分科会長につきましても、油濁防除関係の制度や実務につきましても、国内でも海外で

も熟知しておられ、いろいろな審議会でも活躍しておられる落合先生がご適任であると存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【福井課長補佐】 それでは、ただいまご賛同いただきましたので、落合委員に分科会長をお願いしたいと思います。これから先、落合分科会長にご就任のあいさつをお願いいたしまして、以後の進行につきましては、落合分科会長をお願いしたいと思います。それでは、落合分科会長、よろしくお願いいたします。

【落合分科会長】 皆様のご推薦で分科会長を務めることになりました。これは非常に重要な職責であると認識しておりまして、微力ではありますが、全力を尽くして職責を果たしたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

次に分科会長代理の指名が必要であるということですので、これは国土交通省独立行政法人評価委員会令第5条第5項の規定に基づくということですが、分科会長代理といたしましては、杉山委員を指名したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【福井課長補佐】 深谷長官でございますが、所用のために退席させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(深谷海上保安庁長官退席)

【落合分科会長】 それでは、初めに当分科会の運営につきまして、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

【伊藤環境防災課長】 それでは、参考資料1を見ていただきます。ここに関連規定がございます。一番最初の参考資料1-1は、国土交通省独立行政法人評価委員会令でございます。表の一番下でございますけれども、第5条に分科会といたしまして、海上災害防止センター分科会と決まっております、これが本委員会の根拠の部分でございます。

以下、この第5条の3号に分科会長を置き、委員の互選により選出するというので、ただいま選出いただいたところでございますし、5項には、分科会長代理の規定があるところでございます。

それから、6項のところ、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができるということでございまして、本分科会の議決をもって、委員会そのものの議決にかえるというふうな根拠がここに定められているところでございます。

それから、7条に定足数の規定がございまして、過半数というのが定足数で決まってお

ります。それから、7条2項が、議決につきまして、過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによると定められているところでございます。

それから、9条で庶務が決まっております、本分科会の庶務につきましては、私どもの海上保安庁警備救難部で処理させていただきます。

以上が、政令でございます、その次の参考資料1 - 2が国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則でございます。ここでは、第7条に分科会運営の基本的な決まりがあるわけでございます。ここで、前のページの2条から5条までの規定が引かれてございます。委員会は委員長が招集する、委員長が議長をやっていただく、それから、5条のところ、委員会の会議は、原則として公開ということになっているところでございます。

それから、参考資料1 - 3は参考でございますけれども、国土交通省独立行政法人評価委員会令分科会決定事項で、先ほどご説明させていただきました分科会の決定でもって、委員会の決定にできる事項について決められた根拠のものでございます。

それから、参考資料1 - 4が、先ほど申し上げました公開につきまして必要な事項を定めた、国土交通省独立行政法人評価委員会情報公開規則でございます。

以上が本会議の運営についての説明でございます。

【落合分科会長】 それでは次に、議事次第に基づく資料説明ということがございますが、これは海上災害防止センターの設立の説明と概要の説明をあわせてということをお願いできるわけでしょうか。じゃ、これをあわせましてお願いいたします。

【伊藤環境防災課長】 今ございましたように、資料のほうは全体で3つに分かれておりました、資料1につきましては、海上災害防止センターの設立でございます。これは設立の経緯を振り返らせていただきまして、海上災害防止センターが全体の中でどういう位置づけにあるのかということをご説明させていただくものでございます。

2番目に、海上災害防止センターが実際にどういう業務をやっているのかという、センターの具体的な内容の説明が資料2でございます。

それから、資料3につきましては、今回ご審議いただきます一番中心でございます、中期目標の案、これが国土交通大臣からセンターのほうに指示する内容でございます。それを受けまして、センターのほうから出していただく予定の中期計画の素案がそれぞれ左右対称の形で示したものが、資料3でございます。

それでは、資料1についてまず説明させていただきます。この海上災害防止センターでございますが、これはもう皆様ご存じだと思いますけれども、海上に油とかが流れた場合、

それから海上で大きな火災等が起こった場合に、その防除、消火等を担当する機関でございます。

そういうことで、このセンターの誕生につきましても、そこに書いてございますように、大型タンカー事故の頻発、先ほどからお話ございましたように、昭和30年代後半からエネルギーの転換が進みまして、石油エネルギーを中心としたエネルギー源への転換、それからそれに伴いますタンカーの大型化ということで、そうした中で、昭和40年5月にノルウェーの大型タンカー、ヘイム・バード号の衝突炎上事件、それから45年11月に川崎沖での大型タンカー、ていむず丸の爆発炎上事故、こういう事故が大きく起こってきたわけでございます。

2のところに参加しますが、こういう事故に対しまして、対策をとっていかねばならないと。そのときに、46年12月でございますが、行政管理庁のほうから海上保安庁に対しまして、東京湾における大型タンカーの入港時における警戒を民間消防船で実施することが適当であるということで、すべてについて海上保安庁でやるのではなくて、民間の活力も利用しながら、その両者がうまく相まった形でやっていきなさいという勧告も受けているところでございます。

こういう事故、それから取り組みに対する基本的な考え方を踏まえまして、一番最初は、昭和47年5月に海上保安協会に海上消防委員会が設立されたわけでございます。さらに、49年の第10雄洋丸とパシフィック・アリス号の衝突・火災事故、それから、水島での三菱石油の大量流出油事故、こういうものを契機といたしまして、本格的な海上の防災体制を一元的につくっていかねばならないということで、51年の通常国会で海上災害防止センターの整備等を内容とする海洋汚染防止法の改正が行われたところでございます。これを受けまして、昭和51年10月1日に当センターができ上がったという経緯でございます。

以上のような体系を踏まえまして、現在大量の油流出事故が発生した場合にどういう動きになるかという点につきましては、見ていただいております2ページ目の図の真ん中にございますように、船舶所有者が流出した油の防除措置義務者でございます。それから、当該船の船長等が応急措置義務者でございます。これは、油の流出等をまさに発生させた原因者でございますので、原因者の責任の原則に基づきまして、こういう方たちの防除義務が課されていると。

ただ、防除義務を課すだけでは、なかなか油の防除……、防除には、油の種類に応じま

して、いろいろ技術的なバックグラウンドが要るわけでございますので、防除義務を十全に発揮するために、一つは海上災害防止センターを活用していただくということで、船舶所有者等から防除措置を委託いただきまして、実際の防除措置は海上災害防止センターが当たるというのが一つの大きな流れでございます。

これで、右側の原因者による防除措置が行われるわけでございます。この右上のところに私ども海上保安庁がいて、防除義務者による措置が十分行われている場合には、これで十分なわけでございますけれども、これが不十分な場合には、まずはもともと義務のあります防除措置義務者に海上保安庁のほうから防除措置の命令指示というものが出されます。これを受けまして、船舶所有者等がやっていただきますと、これにつきましていいわけでございます。

さらにこれでまだ不十分な場合、もしくは非常に災害が大きくて、船舶所有者等に任せただけではなくて、緊急性がある場合につきましては、海上保安庁がみずからその防除に当たる。それから、海上災害防止センターに指示をいたしまして、このセンターの持っている機能を使いまして実際の防除に当たっていくというのが大きな流れでございます。

ですから、船舶所有者、船長の持つ防除義務を中心にしながら、官民の力を組み合わせで全体の防除体制を組み立てていると。その中で、この海上災害防止センターは、どちらの流れからいっても、非常に大きな役割を担っているというのが全体の位置づけでございます。

3 ページ目でございます。排出油事故事例ですが、事故につきましては、日本の国内、それから世界でも大きな事故がまだまだ頻発しているわけでございます。一番最初の事例は、1999年12月12日に起こりましたタンカーのエリカ号の事故でございます。フランスのダンケルクにて重油3万1,000トンを積載したイタリアのタンカーが甲板上に亀裂を起こしまして、このような大きな事故につながったわけでございます。

それから、次の事故につきましては、新しいものでございまして、昨年11月13日、スペイン沖でのタンカーのプレステージの事故でございまして、この映像につきましては、もう皆様ご存じのところと思います。

それから、日本におきましては、何といたしまして、平成9年に起こりましたナホトカ号が非常に記憶に新しいところでございます。ロシア製のタンカーが2つに折れまして、船尾部のほうは沈んだわけでございますけれども、船首部は三国町沖に流れついたわけで

ございます。これが、海岸に漂着した流出油の防除の様子でございます。

さらに、昨年7月25日に鹿児島県の志布志湾で、台風を避けようとしたしまして、波浪によりまして、コープベンチャー号という貨物船が2つに割れた様子でございます。船体から油が流出いたしまして、それにオイルフェンスを張っているところでございます。

それから次は、同じく昨年10月に、自動車運搬船ファルヨーロッパ号が伊豆大島の南東岸に乗り上げた事故でございます。これにつきましては、後ほど大きな火災も引き起こしておりますので、皆様方、記憶に新しいところだと思います。これは、オイルフェンスを張って、港湾の部分を守っているところでございます。

さらに、昨年は10月4日にも、これは油ではございませんで、危険物のキシレンを積みましたタンカーでございますけれども、栄和丸が伊豆半島の石廊崎沖で同じく事故を起こしたものでございます。

今見ていただきましたように、海上災害防止センターが活躍する油、それから危険物等の流出の事故につきましては、日本国内、世界におきましても、まだまだ多くのものが起こっているという状況でございます。

資料2に入りまして、これを実施いたします海上災害防止センターの業務概要でございます。一番最初の沿革につきましては、先ほど長官のあいさつにもございましたように、特殊法人合理化計画によりまして、現在認可法人でございます海上災害防止センターが、この10月1日から独立行政法人海上災害防止センターとして設立される予定でございます。正確には、旧認可法人を廃止いたしまして、新しい独立行政法人を設立するという手続になるところでございます。

業務につきましては、法律上は全体で9号までの業務が定められているところでございます。次の5ページに、絵が入った資料がございますので、そちらを参照しながら見ていただきたいと思います。

一番最初は1号業務で、先ほど大量の油排出事故が発生した場合の措置の流れの図で説明いたしましたとおり、事故が大きい、または緊急性がある等で海上保安庁みずからが出ていって、もしくはセンターに指示をしてやらなければならない場合でございます。これはナホトカ号でセンターに指示をいたしまして、船首部の防除、除去作業をやっているところの絵でございます。

それから、油の防除措置義務のございます船舶所有者等の要請に基づきまして、同じく油の防除等の業務を行うのが、2号業務でございます。

1号、2号の業務はそれぞれ油の防除等をやるわけでございますが、人がかかわってやるわけでございますので、実際に防除に当たる人たちの質が高くなければならないということで、1号、2号業務の中で、研修会、それから講習会等もやっているところでございます。

今度は油の防除だけではなくて、消防のほうでございまして、先ほどの伊豆大島に乗揚がった船の火災に際しまして、具体的に消防船でもって消火作業をやっているところの絵でございまして。

これも同じくその消火の様でございます。

それから、3号業務は、船舶所有者等に油の防除の義務があるということでございますが、その義務を2号業務でセンターにお願いするだけではなくて、できる範囲でみずからやるということで、防除資機材について、船舶所有者に設置が義務づけられているところでございます。

これにつきまして、個々の船舶ごとにそれぞれ設置するというのも可能でございますが、東京湾等、集中しているいろいろな海域におきましては、それを共同で持つことによって、さらに効率よく、かつ必要な義務を果たすことができるということで、センターのほうで3号業務ということで、必要な資機材をかわりにセンターが持ちまして、いつでもそれを使用させていただけるような条件に置くということで、現在全国44基地におきまして、こういう資機材の配備が行われているところでございます。

これはその中のフォイレックスという名前のつきました大型の油回収装置でございます。左側がエンジン等のエネルギーの供給源のほうでございまして、右側に3つのフロートがありまして、その真ん中のところが吸い込み口で、そこから油を吸い込んでいって除去するという装置でございます。

それから、大型船等が東京湾等に入る場合に、消防船を警戒するというふうな業務がございまして、これにつきましても、先ほどの消防船を利用してやっているところでございます。

それから、4号業務は、訓練業務でございます。船員等に対する訓練業務というものがございまして、実際の消火等の訓練をやっていただくというもので、その施設がここに出ているわけでございます。右上につきましては、東京湾の真ん中にあります第二海堡という島でございまして、ここで船に火災が起こったときの模様を再現いたしまして、実際の消防に当たって、消防を実体験していただくという訓練をしているところでございます。

それから、これは実際の海岸、今現在見えているのは砂浜の部分でございます、この左側にテトラポットでできた海岸、それからさらに左側には岩でできた海岸というのを再現してございまして、そこに実際に油を流しまして、各海岸でどういうふうに油を防除していったらいいかという訓練をするための施設でございます。

これが先ほどご説明しました第二海堡のものでございまして、線の中が甲板とご想像いただければありがたいと思います。後ろのコンクリートが船渠部でございます。このように火をつけまして、左側のほうで実際に消火しているというような訓練をやってございませぬ。

これも同じものでございます。

さらに、5号業務といたしまして、調査研究業務というのがございまして、油防除等海上防災措置に関する調査研究を実施しているものでございます。その中で、油処理剤につきましても、従来は油処理剤を海中に入れまして、航走攪拌してかきまぜないとだめだったので、センターのほうで、自然の風や波によって自分でまざる油消火剤を開発しているところでございまして、これがその実験を実際にやっているところでございます。

そのほかに、6号業務といたしまして、情報を収集整理して提供する業務、7号業務といたしまして、指導助言を行う業務、それから8号業務といたしまして、今までのノウハウを利用いたしまして、国際協力を行うという業務をそれぞれ担当しているところでございます。

以上のような業務を担当するセンターの人員でございます。役員数といたしましては、新しい海上災害防止センターは、理事長1名、それから監事が2名、これは中央省庁等改革の推進に関する方針において、複数置くものとされており、2名必要というふうなことになってございます。それから、理事が2名以内ということで、職員につきましては30名ということで、非常に小さな所帯となっております、先ほどの油の防除等を行う業務の実際の措置につきましては、契約防災措置実施者というふうに、契約でもってアウトソーシングをしているところでございます。

それから、予算規模につきましては、平成14年度で全体で41.8億円というほどの予算規模でございます。

それから国からの資金の流れということでございまして、先ほどの1号、2号業務をやります場合に、その裏づけとなります基金という形で出資をいただいております、このうち、3.27億円が政府からの公的な出資でございます。それ以外に、民間からの1.6

3億円を合わせました4.9億円が正式の資本金という形になりまして、さらに日本財団から出捐金の形で6.53億円いただきまして、全体で11.43億円というのが基金で、バックグラウンドになっているところでございます。

これ以外に、この法人につきましては、国からのお金は入ってございまして、独立行政法人になっても、国からの運営費交付金につきましては、ない形で運営をなさいたいというのが政府の特殊法人等整理合理化計画で定められた内容でございます。

以上が、海上災害防止センターの概要でございます。

【落合分科会長】 それでは続きまして、中期目標及び中期計画の関連につきましてもご説明をお願いいたします。

【伊藤環境防災課長】 それでは、次に資料3に基づきまして、海上災害防止センターの中期目標と中期計画の素案につきまして、ご説明をさせていただきます。

左側が中期目標でございまして、これが私どもの国土交通大臣からセンターのほうに指示する内容でございます。それから、右側の中期計画が、それを受けまして、センターのほうから具体的にこうしていきたいという計画の素案でございます。

ただ、この計画につきましては、国土交通大臣が認可することになってございまして、中期目標を策定する際、それから中期計画を認可する際、この分科会のご意見を聞いて大臣が決めるということになっているところでございます。

中期目標につきましては、一番最初に中期目標の期間につきまして定めさせていただいておりまして、次の大きな2番、3番、4番がそれぞれ中心的な中身になるところでございます。2番が業務運営の効率化に関する事項、3番目が、業務のサービスの質の向上に関する事項、それから4番目が、財務内容の改善に関する事項という構成になっておりまして、5番目はその他業務運営に関する重要事項となっているところでございます。

1番目の中期目標の期間につきましては、独立行政法人の通則法によりまして、3年から5年と定められておりまして、なおかつ会計期間が4月1日から始まると定められておりますので、スタートは法律により10月1日でございますので、3.5年か4.5年というのが今回とり得る選択肢でございます。

今回の海上災害防止センターにつきましては、先行の他の法人等の例にならしまして、またほかの法人の例にもならしまして、4年半とさせていただきたいというのが1番目でございます。

それから、2番目の業務運営の効率化に関する事項ということでございます。一番最初

が組織運営の効率化に関する事項でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、このセンターは、日々の運営につきましては、国費等が全然投入されていないというものでございますので、順次組織等のスリム化については行ってきているところでございまして、本年4月には、支所というものが4カ所あったわけでございますが、神戸の支所につきましては、この4月1日から廃止しております。さらに、函館と佐世保と鹿児島にある支所につきましても、それぞれ定員1名を減じたところでございます。これが今までやってきたことでございます。

この中期計画期間中につきましても、なお組織の事業規模、事業実態の変化に応じまして、組織、機構、定員について見直しを行うということで、さらに中期計画の期間中も、現在までやってきたことに加えまして、見直しを行っていきなさいとしているところでございます。

それから、2番目(2.(2))が、一般管理費の削減でございます。先ほどから説明させていただいておりますように、この法人は予算規模等が非常に小さな法人でございますので、細かな経費の切り詰めをいたしましても、1,000円とか2,000円とか非常に小さな額になってしまいます。そういうこともありまして、この中で一番大きな経費を占めております事務所の賃借料が、本部経費全体の45%を占めるという形で、一番大きな項目でございますので、ここで削減しないと大きな削減が見込めないということで、その内容についても相談させていただいて、現在オフィスの賃借料が大分下がっているようでございますので、業務上支障がないということが必要でございますけれども、主たる事務所の場所を適切な場所に移転していただきまして、一般管理費を削減いただくというのが大きな中身でございます。

それから、先ほどから申し述べておりますように、このセンターは油の防除とか、ある意味では非常に特殊な分野を扱う組織でございますので、それぞれにノウハウのあります民間船会社とか、行政機関との密接な連携を図ることによって、業務の効率化を図ってくださいます。

それから、このセンターにつきましては、再三申し述べておりますとおり、一応国費につきましても投入していないという形で運営してきておりますが、先ほどから見ていただいておりますように、非常に大きな事故があったときに対応していくという組織でございますので、マーケットメカニズムでこの仕組みをやっていくというところにはかなり難しい面があるかと考えているところでございます。そうは言いながら、今までは民間の活

用を図りながら、国費を入れないでやってきたという実績もあるところでございます。

ですから、そういう両方の点を踏まえながら、より効率的、効果的なやり方がないのか、より合理的なやり方がないのかということにつきましては、この中期目標の期間にも検討いただきまして、これにつきましては、さらに第1期の中期目標の期間が終わる段階で、さらに2期に向けてご提言をいろいろいただくということも考えられるわけで、法律上業務内容は決まっているわけでございますけれども、より効率的、効果的なやり方がないのかといったときに、いろいろお役に立つ材料等も勉強いたしまして、研究していくということでございますので、その成果等も踏まえて、また評価委員の皆様方にご意見等をちょうだいできればありがたいと思っているわけでございます。

それから、次に3番目が、サービスの質の向上にかかるものでございます。一番最初が、先ほどの油の防除等のものでございまして、ここを大きく と と2つに分けさせていただいておりまして、 は資機材の効率化でございます。それから のほうが、それを担う人の面の質の向上でございます。

のほうにつきましては、油回収装置というものを新たに導入いたしましたので、これを使うシステムを構築していくことによって、質を上げるということでございます。これについてわかりづらいので、先ほどの参考資料の一番最後に2枚ほどの紙を用意させていただいておりまして、付加的な説明資料とさせていただいてございます。恐縮でございます。そちらのほうを見ていただければと思います。油防除対策の強化についてという横紙、後ろから2枚でございます。

現在海上災害防止センターが行う業務につきましては、上に説明してございますが、これについてはもう説明させていただいたところでございますので、防災部と機材部ということで、それぞれ防災を担当する部と船舶所有者に利用していただく機材を持っているものがございます。機材部の持っております機材も利用させていただいて、実際の防除活動をやるときには、油の回収から最終処分までの一貫したシステムを構築していこうというものでございます。

具体的には、次のページを見ていただきますと、従来は左のほうの真ん中のところの作業船に油の回収装置が組み込まれた形になっておりまして、油を回収して作業船に積み込むと。さらに現場で回収した油の曳航用のバージでありますとか、それを陸上に揚げた後の処分場等を手配していたところでございます。

しかし、近年の海洋汚染に関する国民意識の高まり、それから外国船の事故が最近増え

てございますので、外国の方にもわかりやすく説明するという意味で、この両者を兼ね備えまして事前に個々の海域ごとに具体的にどこのバージを使います、それからどこのピットに揚げますと、どこの油処理場に搬入しますということ、目に見える形でわかりやすく説明できるというふうにしていくと同時に、事前にアレンジをしていくことによって一たん事故が起こったときにも素早く対応するというので、今まで持っておりますノウハウをさらに有機的に組み合わせると同時に、それを関係の方に周知していくというのが1番目の内容でございます。

それから2番目(3.(1))が、契約防災措置実施者の能力の向上ということでございまして、これは先ほど説明させていただいたんですが、実際の油防除等はアウトソーシングをした形で、個々の契約者にお任せしておりますので、この方たちの能力を不断に向上させていかなければならないということで、研修等を実施しているところでございます。この研修をしっかりやっていくというのがこの中身でございます。

それから2番目(3.(2))は、3号業務とっておりました機材の事業でございます。これにつきましては、機材を単に配備し持っておくだけではなくて、事故があつてすぐに使いたいといったときに、これを素早く取り出せるということが非常に重要でございますので、出勤訓練、それから排出油防除資機材につきましては搬出入の訓練を、毎年度全基地でやりまして、いつでもこれを取り出せるような状態にしていくことをやろうと思っているところでございます。

それから3番目(3.(3))が訓練でございます。訓練につきましては、1番目(3.(3))が重点化でございます。一つはSTCW条約と言われております、1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約に基づく船員の訓練の中身というものがございまして、大きな条約に基づくものでございまして、これを重点的にやっていこうと。特に先ほど見ていただきました、実際に火災が起こった場合の消防訓練は、危険物船舶等に乗り組む上級船舶職員に対しては必要なものでございまして、ここをさらに力を入れてやっていこうというものでございまして。

それから訓練の2番目(3.(3))は、訓練そのものの質の向上ということで、訓練を受けた方にアンケートを実施いたしまして、その結果を踏まえまして、さらに教え方等で訓練の質を上げていくというものでございまして。

それから4番目(3.(4))は、調査研究事業につきまして、1番目(3.(4))は、その成果につきまして、インターネットでの公表、それから自主研究を行う場合(3.(4))

)にあっては、外部評価を実施するという中身でございます。

それから、国際協力推進事業につきましても、受けた方に対しましてそれぞれ終了後にアンケートを実施いたしまして、満足度を調査するとともに、その結果を用いまして、業務の改善に反映させていきたいというものでございます。

以上が、質の向上に関する部分でございます。

次が、3番目の大きな柱の、財務内容の改善にかかわるものでございます。1番目は、現在受託業務収入等による自己収入でもって運用してきておりますので、まずこれを維持するというのが一番最初に来る目標でございます。センターのほうでは、それを受けまして、予算でありますとか、収支計画、資金計画、それぞれ数字に落としたものが次のページ以下に出ているところでございます。

それから、その他といたしまして、業務運営に関する重要事項ということで、施設、それから設備の整備ということで、これにつきましては、整備計画を策定して、適切な維持、補修を実施する。

それから、人事に関する計画といたしましては、職員の適正に照らし、適切な部門に配置するというものでございます。

それから、別紙につきましては、以上の計画を数字の面から裏づけるそれぞれの計画でございまして、幾つも表が並んで恐縮でございますが、最初のほうのセットが、平成15年から19年まで、この中期計画中の予算でございます。

それぞれにつきまして、一番上のページが全体の合計数字でございます。

その次が、1号、2号の防災措置業務勘定についての数字でございます。これにつきましては、法律で勘定区分を設けて、独立採算、独立会計でやりなさい、会計区分を区分しなさいということになっておりますので、分けた勘定項目が1つ必ず出てまいります。

そのほかにつきましては、法律上はその他の業務勘定ということで、全体を一緒にしていいという整理でございます。

ただ、先ほどご説明いたしましたとおり、具体的な業務がそれぞれに分かれておりますので、各業務ごとの収支を出したほうが皆様方によくご理解いただけるのではないかと思います。機材業務(14ページ)、消防船のもの(14ページ)、訓練にかかる収支(16ページ)、それから調査研究にかかる収支(17ページ)ということで、それぞれ細かく数字を出させていただいてございます。

この数字につきましては、実はまだ最終的な精査、それから関係のところと調整中の内

容でございますので、まだ一部変わるところがあるかと思えますけれども、具体的な数字を見ていただかないと、ご審議をなかなかお願いしづらいということで、今日説明させていただいております。そういう関係でございますので、この部分につきましては、できれば非公表にさせていただければありがたいと思っております。

今のは予算のセットでございますので、その次の18ページから、これを収支計画の形に置き直すと、今言ったのがそれぞれどういう姿になるのかというものでございまして、同じように、法人全体の合計(19ページ)、防災措置業務勘定(20ページ)ではどういう姿になるのか、機材業務勘定(21ページ)ではどういう姿になるのか等々をずっと各勘定ごとに同じように出ささせていただいております。

それから、25ページ以下が資金計画ということでございまして、資金をそれぞれどういうふうに通達してくるのかというものを、同じく合計、各勘定ごとにまとめたものということで、31ページまで用意させていただいております。

以上でございます。

【落合分科会長】 どうもありがとうございました。それでは、資料等につきましてご説明いただきましたので、審議に入りたいと思います。中期目標、それからそれを受けての中期計画の素案というものを今ご説明いただいたわけですが、これにつきましてご議論をお願いしたいと思います。最初から全体をというよりも、部分に分けてご議論いただいで、またさらに全体という形をお願いできればと思います。

そこで、まず最初に、中期目標の期間であります。これは先ほどご説明がありましたけれども、3.5年、あるいは4.5年ということが考えられるのだけれども、4.5年という期間でやるというのが案の中に挙がっているわけです。この期間につきまして何かご意見伺えますでしょうか。これによろしいかどうかという点も含めまして、何かありましたら、お願いしたいと思います。期間につきましては、よろしゅうございますね。

それでは、その次の2というところで、業務運営の効率化に関する事項という部分につきましてご議論をお願いしたいと思います。まず最初に、組織運営の効率化ということが挙がっております。この中で、組織、機構、定員について見直しを行うというのが中期目標の案であり、これに対応して支所の廃止等も含めてという計画素案というのが出されていると。あと、2のところ、業務運営の効率化に関する事項につきましては、(1)から(4)までであるわけですが、これを全体的に一括してご議論、ご意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。どうぞ、加藤委員。

【加藤委員】 (1)のところで、3カ所の支所でもう既に定員1名削減をいたしましたということですが、1名削減しても業務には支障ないんですか。仕事の内容が少し変わってきたということでしょうか。

【福井課長補佐】 業務量が減少したということで1名削って、少ない人数で何とか対応していこうということでございます。

【加藤委員】 もう一つ、申しわけないんですが、石油備蓄会社が15年度に廃止されるということですが、これとの関係をもう少しわかりやすく説明いただけますか。

【伊藤環境防災課長】 国家石油備蓄というのがございまして、これは北海道でありますとか、本州の一番北でありますとか、九州のほうでありますとか、そういうところに国家石油備蓄基地というのがございます。これはご存じだと思います。この備蓄基地につきましては、非常に大量の油を保管すると。それから、これが昨今イラク戦争の当時のことでございますけれども、備蓄を放出しなければならないということになりますと、船舶が行きましてどんどん放出しないといけないということで、必然的にどうしても油が流出する、事故が起こるリスクが起こってしまうということで、石油備蓄基地のほうと相談をいたしまして、独自の自主防災体制を築いていただかなければならないだろうということで、個々の防災はしけというものを使いまして、防災体制を築いていただいているものでございます。

ただ、これにつきましても、北海道と本州の一番北側の地域でございますとか、九州の一番南側の地域でございますとか、位置的にみますと、海上災害防止センターのパンフレットの一番最後のページにこの配置図がございます。ここにつきまして、近いところについては共同で防災体制を敷いたほうがより効率的ではなかろうかということで、防災はしけという、船の上に防災資機材を搭載しまして、何かあったときには機動的に動いていけるという体制をとっていたわけでございます。これが従前のものでございました。この部分につきまして、一部油の防除につきましては、海上災害防止センターが専門家だということで、委託を受けてこの事業をやっていたわけでございます。それが従来の経緯でございます。

今般石油公団も特殊法人改革の大きな流れの中で改革をしていかなければならないということで、今後石油の国家備蓄につきましては、政府が油の主体者になるということで、これについて改革が予定されてございます。これは、経済産業省の資源エネルギー庁が中心になって一切やられているわけでございます。

これに伴いまして、この防災体制の見直しについても相談が参っております。それにつきまして、効率化しないといけないという要請についてはよくわかるところでございます。ただ、そこに油がそのまま備蓄され、リスクがあるということについてはあんまり変わっていないので、効率化しながらも、一方で十分な油の防除体制を、自主的な防除体制でございますけれども、敷いていくにはどうしたらいいかということについて、私どもも含めまして、エネ庁、それからセンター、石油公団の関係者で今話をしているところで、まだ最終の結論が出ていないという状況でございます。そのような中で、今申し上げましたように、油の防除はちゃんとやらなければいけない。そうかといって、今まで続いてきた体制だから、いつまでもそのままでもいいというわけではなくて、効率化できるところについては効率化しましょうということではいろいろな話が行われているという状況でございます。

【落合分科会長】 どうぞ、藤野委員。

【藤野委員】 本センターの設立目的、趣旨等は、最初のほうのご説明でありましたように、私は大変明確であると思っているのです。かつ、約30年足らずでしょうか、今までいろいろな活動をされてきた。今回独立行政法人という形に移行していったら、かつ中期目標というものを具体的に立て、それに対する実現の方法というのを考えるということで、これからこのことが進もうとしているわけです。

今回第1回というか、これから4.5カ年の中期目標に対する計画というものを説明いただいたんですけども、私自身比較的近いところにいる者ではありますけれども、センターが過去の30年余りの業績の中で、実績に対するどういう評価に基づいて、今後どうしていくべきかという、何かもう少し長い目標というものが議論されて、その中で4.5カ年の中期目標、あるいは中期計画というものがどういうものであるかということが、我々には少しわかりにくい。

というのは、随所に具体的な数字の目標が出ていますね。この数字の目標というのが、今私が申し上げたような枠の中で、例えば先ほどのアンケート調査で70%の支持率を得る。じゃ、具体的には今までそういう調査をやったときにどうだったんだろうか、だから70%だという、何かちょっと困るようなことを言いますと。

ですから、今回の中期目標、あるいは中期計画というのがもう少し長いスパンでいって、当センターが将来に向かってどういうふうによりよい組織、よりよい活動を続けていくかという、計画の中でどういう位置づけをしているのかというのが見にくいかなと。それは、

最初にも申しましたように、私自身が十分理解していないという点もあるかもしれませんがけれども、同じことの繰り返しになりますけれども、今までの30年弱の中で、当センターの評価がどうであって、将来何を期待されているのか、要するにもっとはっきり言えば、将来この組織というものをもっと活発にしていくのである、いや、そうではない、これはもうほかの分野に引き渡していくんだと、何かその辺の議論というか、見通しがあると、この中期目標の位置づけ、評価というのも我々としては非常に見やすいと思うのです。私は今自分で言っている、すごいことを聞いているのかなという気もするんですけども、何かご説明があれば幸いですと思うのですけれども、お願いいたします。

【伊藤環境防災課長】 今、藤野先生からご指摘いただいた点、まことにおっしゃるとおりだと思っております。

それで、最初にご説明いたしましたとおり、このセンターにつきましては、油防除とか火災が起こった場合に、特に大きな事故が起こった場合に出ていく組織という位置づけでございます。

そうして考えたときに、一番最初に絵でご説明いたしましたけれども、我が国で最近大きな事故といえますと、まずナホトカの事故でございます。あのときに、このセンターは、非常に活躍したろうとと思っているわけでございます。看板になるべき1号業務、2号業務ともに発動されまして、非常に大きな役割を果たしたと。それに関連いたしまして、債権債務の関係もありまして、油濁基金からいろいろ必要なお金も填補してもらうということもやったわけでございます。それから、昨年起こりました幾つかの大きな海難についても見ていただいたところでございます。

まだ、私どものほうの思いこみかもしれませんが、基本的には、こういう海難が起こったときにセンターの働きが悪かったというご批判はいただいていると、とりあえず私どもは思っておりますので、基本的な役割については、一応機能しているのではなかろうかと思っております。

それからさらに、今後機能が必要なのかどうなのか、今後とも続けていくべきなのか、拡大すべきなのか、縮小すべきなのかということでございます。これにつきましては、先ほど最近の事故例ということでお示しいたしましたように、日本でもナホトカの例以降にも、昨年度につきましても4件、今スライドで見ていただいた事件があったところでございますし、今年度になりましても、つい最近でございますが、九州の福岡の北のほうで、水産庁の船が韓国の船とぶつかりまして沈んでしまうという事例がございました。これは

事故で、非常に痛ましいことですが、水産庁の船が沈むに際しまして、やはり油が出てございます。これにつきましては、事故なのでしようがない部分もあるのですが、やはり海洋の汚染をほうっておくわけにはいかないので、水産庁のほうからセンター2号業務ということで締結いたしまして、油による被害が最小限になるような措置をとらせていただいているところでございます。ヨーロッパのほうのプレステージ号もその例でございますし、まだまだ最近に至っても海難は起こっておりますし、その中で油の流出事故というのも引き続きあるということでございます。

大きな意味で、センターとしての必要性、世の中に対する必要性、それからセンターの役割というものにつきましては、基本的な部分は大体できているのではないかとということで、若干私どもしている立場からこう申すのは何でございますけれども。

【藤野委員】 総合評価でいえば、今までも大変よくやっているから、これで頑張りなさいという全体的な方向で中期目標が設定されていると理解してよろしいのですね。

私も個人的にはそうだろうと、非常に目的のはっきりしたもの、しかもそれは我が国の海のいろいろな問題と安全、あるいは環境保全にとって非常に重要な機能というものは今度ともますます大事になると思っています。もちろん運営の効率化を図るというのは、どういう目的とは別に必ず必要なことですが、それをやるにいたしましても、基本的にはどういう方向で行くのかということに関しての大きな道筋というのは、私はポジティブに理解したいと思っているのですけれども、そのように理解してよろしいのでしょうか。

【伊藤環境防災課長】 先生のご指摘どおりでございます。ですから、そういう意味では大きくは問題ないのだろうけれども、そのやり方については、ここに書いているように個々の分野でさらに工夫の余地もあるし、それはやっていく必要があるだろうと。ですから、大きな方向性はそのまま維持させていただいて、その中で個々の個別のいろいろなやり方について、いろいろ考えてみましたという内容でございます。

【加藤委員】 よろしいですか。私もその点、若干お聞きしていきたいのですが、従来海上災害防止センターは、国の機関ではなかったわけですね。今回は独立行政法人として、わかったようなわからないような、私もほかの委員をやっているんですけども、従来我々は、国の機関を独立行政法人にして、それでより活性化させよう、場合によっては、もっと民営化しちゃってもいいのではないかという議論をずっとしてきたのです。

今回この組織というのは、もともと認可法人でありますけれども、ある意味では、丁半でいえば、民間ですね。実績から見ればそうなのですが、言いかえれば、担当官庁

の海上保安庁とすれば、いろいろな業務については海上保安庁独自で、海上保安庁も大きなやつは直接責任を持たなければいけない、こういうスタンスであります。一方では、消火はともかくとして、油の回収であるとか、処理ということになりますと、民間の業者がたくさんいらっしゃるわけです。

そういう場合に、議論とすれば、全部民間にやらせたっていいじゃないのという議論、あるいは非常に大変な問題であるから、それは海上保安庁そのものが責任を持って、国が責任を持ってやらなければいけないのではないかと、この2つの議論が素朴に国民の中に出てくるので、そういう場合に、今までのセンターの方式、さらにそれが独立行政法人という名前になると、こういう仕組みと申しますが、システムが必要であるというところをもう少し明確に出されたほうがベターではないか。今までやっていたことから見れば、確かに必要な組織であるといっても、今言ったようなところをもう少しきちんとしていただいたほうがベターなのかなという気がしています。

【伊藤環境防災課長】　ありがとうございます。今のご発言で論点が幾つかあるかと思うのですが、まず、海上保安庁とセンターとの役割分担でございます。もちろん油の防除について、必要な場合に海上保安庁が出ていきまして、私どもの持っております船艇等、航空機でもって、その状況も踏まえながら防除していくということも当然考えられるわけでございます。

このときに、私ども海上保安庁がやりますと、もとの原資がどこから出てくるかといいますと、私ども海上保安庁は特別会計とか、そういうものを持っておりませんので、全部一般会計でございます。ですから、そういう意味では広く国民の税金に支えられて、そういう活動をやっていくというものでございます。

ただ、今回問題になっております油防除につきましては、ある意味では船舶を運行される方がリスクを持ち込んでいるという面がございますので、こういう方がまず防除義務者として立っていただいて、いわば原因者負担の原則と世の中でよく言われるものでございますけれども、船舶の運航費の部分にそういうコストを添加していただくと。さらにそれを直接関係する荷主の方とか、その他の方に負担していただくほうが、一般会計全体で負担して、船の輸送にかかわりのあるなし、それからどこに住んでいるにかかわらず、一般会計で負担していただくよりは効率的なのであろうということで、基本的には原因者負担の原則でやっていくという部分を考えているわけでございます。

ただ、もう一つ重要なポイントは、先ほど最初にも申し上げていたんですが、マーケッ

トメカニズムがなかなか働きづらい分野でございますので、これがありますと、ほうっておくと、できればやりたくない部分というものもございますので、常に後ろから見ていて、十分でない場合には、当然不十分な部分をやっていただくという意味で、海上保安庁、私どものほうが全体のスーパーバイザーというわけでないのですが、航空機等も用いながら、全体の状況をよく見て、不十分な部分については、非常に負担感があるかもしれないのですが、必要な範囲において防除はきちんとやっていただく。そういう意味で、なかなかマーケットプライズに任せ、民間に純粹に任せると、やっていただけるかということ、そこはなかなか難しい面がもう一方にあるのだらうということですので、海上保安庁が必要な活動はしながら、マーケットだけに任せてできない部分の修正のところは、私どもがやらせていただきます。

ただ、その中について、一方で、私どもが全部やるのではなくて、民間の活力、要するに民間の方に負担していただいて、先ほど言います原因者負担の原則を貫ける範囲においては、より効率的な形でやらせていただく、その両者の中で、どういう姿がいいのかということでございますので、大きくは今みたいな考えでこのセンターを維持していくのが一番いい方法だろうと思っているわけでございます。では、それを具体的にこのセンターに当てはめたら、どこをどういうふうにしていけばいいのかということにつきましては、いろいろまたご議論のあるところだと思っております。

【加藤委員】 評価委員の中に、船舶の運ぶほうの町野委員とか、荷主のほうの石連がいらっしゃるんですから、そこら辺、荷主のほうと運ぶほう両方のざっくばらんなご意見を、いろいろ知恵を使ってこういう仕組みをつくられたご努力というのは十分承知しておりますので、これも少しお話いただけると。

【落合分科会長】 では、町野委員、お願いします。

【町野委員】 今のご議論に対しましては、私どものほうは、今のご説明に対してそうじゃないというような考え方は何ら持っておりません。やはり我々がリスクを持ち込んであるわけでございますから、当然我々の手で責任を負いながらやっていくという前提でございます。私企業として限界がございますから、そういうときには官を含めて、いろいろなご援助をいただきながらやっていくということが基本精神だろうと思って我々のほうは事故防止対策を含めて、防除に対する対応をやっているというのが原則でございます。そういう姿勢で、我々は扱っているということでございます。

【落合分科会長】 それでは、西垣委員、お願いいたします。

【西垣委員】 石油会社のほうも、先ほどの絵にありましたように、荷主として協力義務というのを負っているということで、私どももみずからの金を出し、それから国の補助金もいただきながら、油濁防除のためのいろいろな資機材を全国に備蓄し、メンテナンスし、それを無償で貸し出しするというをやっております。

今、町野委員がおっしゃったように、荷主の前に、運ぶ方々の義務があるということで、今現在センターが活動している根本のところは、そこにあるのだと思っております。したがって、課長がおっしゃったお話は目新しいことではなくて、今までやっていらっしゃること、そのままをおっしゃったのだらうと理解しております。

【落合分科会長】 そういたしますと、いわば中期目標、中期計画の前提になる海上災害防止センターの理念のもとにセンターの位置づけというものがあり、したがってそこから中期目標、あるいは中期計画というものが出てくるはずであると。その部分はどうかということが、藤野先生が指摘された問題であり、それにつきましてはかなり議論があったわけです。

そうすると、その場合に、民間で任せられない部分がどうしても生じるので、センターがその部分については非常に大きな役割を發揮しなければいけないということは非常によくわかったのですけれども、油濁事故の水準といいますか、エリカ、プレステージというのは、ナホトカよりももっと巨大な油濁事故になりそうであるといった場合に、我が国の近海で生ずる油濁のマキシマムといいますか、最大規模のものに対しても、十分油濁防止、防除というものが可能であるような体制を、日本国としては恐らく整えておかなければいけないということになるかと思えます。

そうすると、その中で、民間が担うべき部分、あるいは海上保安庁、そういう意味で国が担うべき部分、それからセンターが担うべき部分という役割分担が出てくるのでしょうか、その場合に、センターにどのくらいの役割を期待するのかという部分が、いわば万全な形で油濁防除を実現し、そういう意味で国民に迷惑をかけないという目標を実現するために、センターとしてはどのくらいの役割を国として期待し、それを果たしていくかという点がかかなり明らかになって、それを土台にして中期目標、中期計画というのは展開されるという感じがするんです。その部分につきましては、国の政策としては、センターというのはどういう位置づけになっているのでしょうか。もし、このあたりがわかりましたら、お願いしたいと思えます。

【工藤委員】 そのことにつなげてなんですけれども、私は、他の独立行政法人の委員

会にも所属しておりますので、今までにも中期計画、中期目標をつくるどころからかかわっていますが、いわゆる組織の中の一つ一つの事項というのはわりときれいに挙がっていて、非常に整理されていると思うのですが、組織のミッションというところで今不明確なのがあって、今お話を聞いているとわかるんですが、この中期目標、中期計画の資料3のところだけを見ていると、組織としてのミッションが何かというのが分散していて、全体を読めばわかるんですけども。

今まで他の機関なんかでよくやっているように、組織としてどういうミッションを持っているかというのをいろいろ挙げたり、ほかとの役割分担、特に民間との役割分担であるとか、この場合もそれが非常に重要になるかと思うのですが、それと、海上保安庁なり、その他の機関との関係、その辺についてももう少し明確化したほうがいいと思います。今のこととも関係するかと思いますので、もしわかれば、その辺もご指摘いただきたいと思います。

【伊藤環境防災課長】 先ほどの分科会長の一番最初の、どこの大きさまで対応するかという面でございます。これにつきましては、ナホトカのときにもこのセンターを使い対応いたしましたし、その中で非常に不可欠な働きをしていただいたと思っております。

さらにナホトカが終わった後につきましても、ナホトカ級のものに今後も対応していただけるように幾つかの改正をしたと。例えば、基金の額を少し積み増しさせていただいたとか、新たな資機材を持っていただいたとか、そういう大規模への対応能力についてもさらに上げたということでございますので、考え方といたしましては、ナホトカ、それからエリカ、プレステージ、特にプレステージは最近の例でございますので、そういうものも踏まえながら、このセンターにつきましては大規模なものについても十分対応していただくというのが私どもの考え方でございます。

【落合分科会長】 日本で最大規模の油濁事故が発生した場合でも、国としては、完全な形での油濁防除を実施するという責任はあって、それを実現しようとする。その中で、センターが果たすべき役割としては、場合によったら、民間、あるいは国自体がやる部分が限定されるとすれば、欠けているというか、空白部分については、積極的に役割を果たして万全の措置をとるという目標を実現するための重要な役割を果たす機関としてセンターというものを位置づけているのだと。

そうすると、現在のセンターの予算規模その他を考えると、非常に大規模なものが起きた場合は、予算上不足するとか、そういう問題が起きてくるわけですが、その部

分についても、国としてはお金を貸す、借入金みたいなものを用意するとか、センターが果たすべき役割はかなり明確であり、しかもそれは非常に期待されている部分もあるのだけれども、現状ではそれに対して、コスト上十分に対応できないという部分があったとしたら、その部分は、国としては面倒を見ますという考え方になっているのか、あるいはセンターにはそれほど役割を期待しないので、そういう場合は、国が直接乗り出してやるんだという油濁防除の基本方針を国がとっているのか、国がそういう態度ではなくて、そういう場合には、センターに頑張ってもらうんだと。もし、予算が不足すれば、借入金という形で、国から見れば、貸付ですけれども、そういう形にしる、資金も供給して、完全な油濁防除作業というものを実施させるのだというお考えなのか、その辺のセンターの位置づけという点から見たときに、どういうことになっているのかなというあたりは……。

【伊藤環境防災課長】　　まず1点目の話といたしまして、ナホトカの事故が起きましたときには、センターに対応していただくやっただけでございます。その際に、実はセンターの資金が足りないということがございまして、そのときにつきましては、予備費でもってセンターに貸付をしたという経緯がございます。これは、ナホトカが、いわば例外的に非常に大きな事故だったという特殊な要因もあったものだと思います。ですから、似たような事態が起これば、当然同じようなことにはなるのだろうと思います。

ただ、その後、ナホトカ号の後、根拠法になります海防法を改正いたしまして、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、油濁基金から支払われなかったような部分につきましては、国が補填するという条文も今回新たに突っ込んでおりますので、そういう意味で、法制上の手当てを一つしたところでございます。

それから、国際的な面でいいますと、一番大きな被害が起こるのは、タンカー等の場合でございますので、タンカーの油濁賠償の基金の限度額につきましても、この通常国会で1.5倍に引き上げていただいたところでございます。さらに、上積みでありますか、その先の話についてもさらに今議論が進展していると承知しておりますので、そういう意味では、一応資金手当て的な面につきましては、かなり手を打ってきたつもりではございます。

それから、それを実際に支えます部分につきましては、先ほど申し上げましたように、全国各地に契約防災措置実施者という形で、アウトソーシングした形しております。この契約防災措置実施者を単に契防者といいますが、これらにつきましても、従来は地元によく精通した地元の方を中心に、すぐ駆けつけられるということで契防者を決めていたんですが、ナホトカ号以降、それ以外に、全国展開できる方も別の種類の契防者ということで、

この方は機動力を発揮していただいて、大きな事故のときにどんどん駆けつけてきてもらおうということで、実際の契防者、実際に油防除をやる方の面におきまして、そういう意味で、ふだんはいろいろなところにいらっしゃるんですけども、一朝有事があって、特に大きいときには、ぐっと1点に力を集中できるような仕組みをとりあえず取り入れて措置をしているところでございます。

ですから、一応考えられる範囲はいろいろ手を打ったつもりでございますが、ナホトカのときの例もかんがみまして、もしそれでもなおかつ思い浮かばないような異常な事態等が行われた場合には、今後、必要な措置はやっていくんだろうと思っております。

【落合分科会長】 かなりミッションについては明らかに……。工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 そういう意味では、一つ一つの事項をお聞きしていると確かにミッションはよくわかるのですけれども、多分、行政の機関ということで、組織としての部分について何か言うことを期待されている会だと思っんですが、海上災害防止という一つの国の政策がどういうものかというのは、今日のお話の中でよくわかりましたし、今後の方針というのもよくわかったんですが、その中で、海上災害防止センターというのが一つの新しい独立行政法人として誕生するわけですね。その最初の中期計画、あるいは中期目標をつくっていくというときに、国全体としての海上災害に対する姿勢の中で、このセンターが独立行政法人として何をどうするのかというのは、今のお話を聞くとよくわかるのですが、今いただいている資料の中ではあんまり明確ではないのではないかという気がします。これはもう少しきちんと、国として今のような背景があって、その中で独立行政法人である海上災害防止センターが何をどうするのか。

特に、一番気になるのは、今のまさに予算の措置の問題でありまして、そもそも独立行政法人というのは、国から独立して、つまり、監督省庁におんぶにだっこでべったりではなくて何かやれという発想からできていまして、私は教育機関とかにも入っていて、それは非常に大変だということもよくわかっているんです。しかし、同時にある程度の透明性だとか、独立性というのは確保していかなければならない。

それで、平成15年から19年度の海上災害防止センターの予算のところを拝見していると、受託収入というのがずば抜けているわけですね。一つの組織で、研究から非常に現業的といいますか、そういうことから予防から、非常に多岐にわたる作業をほんとは行っていかなければならない。しかも、今中心になるのは30名足らずで、あとはいろいろな機関と協力してこれを行っているという組織の収入が、要するに財政の構造が、受託にこ

れだけ偏っていて、あとはちょこちょこ目的積立金取崩とか何か、あんまり大したことないような体制で行くわけですね。

そうすると、今のようなお話を聞いていると、何か起こったら、国が出かけていってお手伝いしましょうという、それではせっかく独立行政法人にしますと言っているそもそものスタート地点と非常に矛盾したことになるので、確かにそういった不慮の事態が起こったりしたら、それはしかも何年に1遍起こるかかわからない事態ではあるわけなのですが、その辺が、通常の海上災害防止センターの運営の状況と、万一何か起こった状況というのは違うわけですね。

問題は、ほかの多くの独立行政法人のように、非常にルーチンの仕事が多くて、淡々と長期にわたって計画を立てて、それを粛々と実行していけばいいものと、このように何が起こるかかわからない事態に備えなければならないもの、危機管理に非常に近いものですから、性格がもともと違う。その性格がもともと違うから、そうでない部分があるのだということが、当たり前だから書かなかったのかもしれないけれども、実は組織として新しくなる時点では、それは非常に重要であって、そうでないと、この予算のつけ方とか、今後不慮の事態が起こったときにどうするのかとか、これだけを読んでいると非常に不安なものがあるんです。

例えば、逆に支出のほうなんかも見えますと、経常のものはいいとしても、それ以外の部分というので、あんまり余裕がなさそうな感じなのです。先ほど歳入歳出のところはあんまりご説明がなかったんですが、ほんとにこんなので大丈夫なのかと一部で思うのと同時に、今のような、要するに通常の業務とそうでないときということを、中期目標、中期計画の中にどう書き込むかというのは実際難しい問題ではあるのですが、そういった意味で、しつこいようですけれども、組織のミッションというのが通常の業務以外のそういうことに対応する、あるいは何か起こったときにそれをコーディネートする機関であるということをやはり一番最初に明言しないと、そもそも独立行政法人とは何ぞやと言われたときに、非常によくわからない機関になってしまうと思うのです。この辺をご考慮いただきたいし、また、歳入歳出のところに関してもし補足的に何か説明していただけることがあれば、ぜひ説明していただきたいのです。いかがでしょうか。

【伊藤環境防災課長】 まず、最初に組織としてのミッションが資料3から見て非常にわかりづらいじゃないかというご指摘につきまして、ご説明がおくれまして、申しわけなかったのですが、その点につきましては、ご指摘のとおりだと思いますので、今工

藤先生からもいろいろ教えていただきましたので、他の法人等の入れ方等も参考にしながら、今回の計画の中にどのような形で入れられるかにつきましては、勉強してみたいと思います。今日は皆様方のご質問につきましても、その点を踏まえたご質問が非常に多かったということがありますので、できるだけ入れる方向で、どういう形になるか、勉強したいと思っております。

それから、収支の部分につきましては、内容についてほとんど説明をしなかったのですが、中心になります防災措置業務勘定の、これは分け方が共通で決まっておりますので、こういうことになるんですが、防災負担金収入というのが、先ほどから出てきております油等が漏れた場合に、船の所有者の方からお支払いいただくお金でございます。ですから、ここが大きくなりますと、受託収入が大きくなって、法人全体のところでは、受託収入のところ非常に大きいという財政構造になるというのはご指摘のとおりでございます。ですから、ここは原因者負担といいますが、その方から実際に費用を負担いただくという構造が出ているわけでございます。

それと、いわば危機管理的な法人でございますので、そういう意味では、逆にこの法人は運営費交付金のところが全部ゼロになっておりまして、先ほど工藤先生からご説明いただきましたように、ほかの法人のように、逆に運営費交付金をいただいて、それで業務をやるという、ちょうど逆の立場にいる法人でございますので、そういう意味では逆でございます。

これに対して、もちろん先ほどから説明しておりますとおり、原因者負担が原則だというのはあるにしても、危機管理をやるところに国の公的なお金がゼロでほんとにいいのかということについては、議論があるのは承知しているところではございます。これにつきましては、特殊法人改革の基本になります特殊法人等整理合理化計画の閣議決定の中で、この法人については運営費交付金を前提とせず、自立的な運用を図りなさいということでもう政府方針が出ております。これに従いまして、今までとにかく国からの運営費交付金を得ないでできてきたというのも事実でございますので、第1期は一応この政府方針に基づいているいろいろ工夫をするという方向でやらせていただいております。

ただ、今ご指摘いただいた点につきましては、最初のところでちょっとご説明いたしました、ほんとに国費ゼロでいいのかどうか、サービスのあり方につきましては、7ページの2の(4)で書かせていただいている中身がその中身でございますが、今の時点でその中身が詳細に書けない、今言ったようなこともございますので、今後第1期中期目標の期

間中に勉強していった、第2期以降にほんとにそれでいいのか、第1期の中期目標の期間中は大きな政府方針が決まった中で努力させていただきますので、そこについてはまたご審議いただくという中身になるのかなと思いますので、これについては、第1期の中期目標の期間中に勉強していくというのが2の(4)のところでございます。

【工藤委員】 今のお話を聞いて非常にほっとしているところなのですが、逆に言えば、かなりご認識のとおり、独立行政法人の中では最初からまさに特殊な性格を持っています。実は今の、例えば危機管理性とかいろいろな問題を考えていくときに、現状の独立行政法人ということに対して、がぱっと枠で当てはめられているものが、この場合に当てはまるのかどうかというのは議論の余地があるのは明らかなのです。それが今議論されないままに、とりあえず従来の独立行政法人という箱の中に押し込められてしまったと。

特に最初の5年、これは実際にはこれをブレイクダウンして、年次目標をつくってやってきますので、その中に独立行政法人としての海上災害防止センターのあり方を研究するというのは1項目設けて、つまりほんとに今ある姿のまま海上災害防止センターが独立行政法人で運営できるのかどうかということです。それを議論する必要があるだろうというのをどこかに入れていくことで、その可能性を追求すればかなりできると思うのです。逆に、現状のまま問題があるのだったら、こういう問題があるということを出していけばいいわけです。

それがないからしょうがないといってしまうと、今後お金の問題で一番困ってくると思います。例えば実際評価する立場から言うと、中期目標、中期計画ができて、今度は年次に話に落とししていきますね。そのときに、例えばいつから今度ローリングしてまたかえていくかということになってくると、多分ものすごい矛盾が累積していくことになると思うんです。

ですから、そういう意味では、ここの検討という中で、組織のあり方の検討とか、独立行政法人としてこれを運営していくあり方の検討というのは、ちょっと担保するような形になりますからずるいのかどうかわかりませんが、必要かなと思います。大きく言ってしまうと問題になるかもしれないので、その辺はよくわかりませんが、政治的な問題にあんまり発展しない程度にやったほうがいいんじゃないかという気がするのです。

今の段階でいうと、例えば国土交通省に限って言えば、関係の独立行政法人の中でこういう性格を持っているところは多分まだないのです。恐らく今後危機管理的なものがどんどん独立行政法人になった場合には、当然出てくると思いますし、今後は多分出てくるの

だと思っんですけれども、恐らく現時点においては一番最初だと思っので、そういった意味で、通常のほかの独立行政法人とは違っ性格の部分を今度どうやって扱っかということについて、業務の中にはそれに当てはまるものが明らかにあるのだというは明言していいと思っんです。だから、その部分についてどう運営するかの研究というは、この中で十分できると思っし、一番最初の中期計画、中期目標の中でやる一つの仕事だと思っので。その辺は意見ですけれども、どの程度実現するか今自信がありませんけれども、提案です。

【加藤委員】 よろしいでしょうか。その点は非常に大事なところで、閣議決定はありますけれども、理屈から言えば、必要なときに出すと言ったって、運営交付金というは基本的にランニングコストでしょう。ランニングコストのほうは自前で稼ぎなさいと。自前稼ぎだと言ったって、さっき言っように、稼ぎ方は事故が発生しないと入っこないところがあるわけです。on the after、carrier 負担であったって。

ところが、1号業務、2業務というやつはみんな国が法律で要求しているわけでしょう。海上保安庁のほうがかうやりなさいと言ったら、それは常に準備しなければいけないところが、どうも毎年の数量的にどうするという話とはとてもじゃないけれどもできないわけですね、そんなものは。何かどおんと事故が起こればいいですよ、5年間に。そうしたら、どかんとできます。

このセンターには、従来の評価基準でやるようなものと相当違っものがある意味では要求されているわけです。センターそのものについては、官を含めて、運ぶほうも荷主のほうも、それぞれ関係者がいろいろな知恵を使って、こっいうセンターというは非常に有用な組織だろうと。そこであるスキルなり、あるいはアレンジメントなりオリエンテーションが必要でしようというところは大体共通の認識だと思っんです。

そういう点で、こっいうシステムは必要でしようとなるときに、独立行政法人という器の中にどんと入れちゃったために、恐らく企業会計ですから、公認会計士がチェックを入れる必要があるでしよう。今までここは当然そんな費用は組んでいないわけです。そうなると、その分だけオンされちゃう。それは国が面倒を見るのですかという話になるわけですね。

こちらの中期目標は国の責任ですから、計画のほうはそれに基づいてセンターがやらなければいけないので、今日は国がどういっ形で設定してやるかという枠組みを与えてやるわけですから、書き方も大変苦勞されていると思っんですけれども、1行なり、海上保安

庁が指示する、一番最初の表がありましたね。これらについてどれだけ面倒を見るかということは、ある程度ちゃんとやっておかないと、ポジショニングしておかないと、指示命令はするけれども、金は出さないと。実際に数字を見るとそうなるでしょう、運営交付金はゼロなんてことです。こういうものを維持するのは、国がどういう責任を持っているという話になるでしょう。だから、そこのところをもう少し……。

閣議決定がありますから大変だとは思いますが、大変だと思うのなら、国のほうがもう少し最初の中期目標のところでは知恵を出してやらないと、今度独立行政法人がスタートしてしまいますと、独立行政法人がみずからの計画を立てて、業務計画を実施していかなければいけないのです。そうすると、相当制約条件がついてくる。

今回は、たまたま一般管理費を東京オフィスから45%カットできるという方法はとれますけれども、こんなのは1回だけでしょう。これしかないわけですから、1回しかないわけですから、そういうものを設定としてセンターのほうに要求すること自体が無理じゃないのという感じはするのです。

そういう点では、もう少し国のほうが、海上保安庁のほうが、独立行政法人というスキームの中で、今までは基本的に民間ですから、民間として動いていて必要に応じて予算をもらいましょう、こういうシステムだったのを、少し知恵を出して、今工藤委員がおっしゃったみたいに、毎年でいくと相当厳しいものにならざるを得ないという感じがもう予想されるわけです。

そうすると、何としても運用するためには、相当センターのほうが無理をして何とか財源を出してこななければいけない。さっき言ったように石油公団だってどうなるかわからないという話になると、入るところが入らなくなっちゃうわけでしょう。それで勘定のほうは、法律でそれぞれずっと別々にやりなさいということになりますと、ランニングコストがある勘定と、全然ランニングコストがない勘定が当然出てくるでしょう。

そこら辺を国のほうが、海上保安庁のほうが、もう少しいろいろ知恵を使っていて、動けるような中期計画にしてやらないと厳しいかなと、目標の仕方にかなりアローアンスを認めてやらないと。ここでは1行で第2期のところで何とかしますと言ったって、第1期で、例えば足腰の条件で、これがつぶれちゃったらどうするのですか。やれなくなっちゃって、海里権？だって制限されているでしょう。そういうときに行政管理庁とすれば、海上災害防止センターという機能と、そこが蓄えたスキル、ノウハウ、そういう組織は必要であるとおっしゃっているところと、そこら辺ももう少し考えたほうがいいんじゃないかとい

う気が僕は……。恐らく工藤委員もそういう頭で指摘されているんじゃないかと思うので
す。

【落合分科会長】 大分根本的なご議論が出たわけで、中期目標、中期計画を考えるに
当たって必須の避けて通れない大問題というのが提起されたと思いますので、先ほど伊藤
課長が言われたように、それらを踏まえて、どういう形でそういうものをこの中期目標、
中期計画の中に取り込むかというあたりを少しご検討いただいて、ご検討いただいたもの
に基づいて、またこの分科会で議論をするというような形で進めたいと思います。

それで、議論の中心としては、非常時と通常時と分けてみると、非常時に通常時のケア
といえますか、あるいはコスト、予算措置も含めて、非常に貧弱であったがゆえに、非常
時にはもう足腰が立たないというような存在になっていた、これが一番国民としては困る
ことなので、非常時を想定して機材その他人員全部そろえておけという、これは非常に
アイドルな部分が出てきてしまいますので、これは問題だろうというので、平常時を想定
して、その範囲内で人員、設備等をという発想が基本にはあるのだろうと思いますけれど
も、それがあまりにも絞り過ぎちゃうと、非常時で体力を消耗しているということになる
のが一番困るので、そこも含めてセンターの役割というのは、そういう点で重要な部分
があると思いますので、それらも含めてご検討いただいて、さらに案を出していただくと。

だんだん時間が過ぎてまいりましたので、個別に行くのはもうやめまして、1から5ま
での部分、それから予算、支出、収入の関係もついておりますが、全体、どの部分でも結
構でございますから、ご意見がありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

【加藤委員】 よろしいですか。財務内容の改善に関する事項って、改善の前のところ
とこの財務のところと数字になると結びつかないところを……。法律でこうやりな
さいと言うわけでしょう。だから、そこは伊藤さんのほうの責任だと思うね。もう少しこ
ちらを立てられるようにしないと、これではとってもし独立行政法人のほうを立てられない
のじゃないのですか。そこでもう少し知恵を……。

独立行政法人の評価のいろいろ書いてあることにあんまり縛られ過ぎると、いかないの
じゃないですか、感じは。字面どおりになって、中身の整合性がとれなくなっちゃって、
つながってこないという気がするので、そこら辺もう少し、数字のほうと文章のほうがう
まくつながるような形にしていきたい、こういう気がします。

僕なんかは、極端な言い方をすれば、交付金を出したらいいんじゃないのと。それは閣
議決定がありますから、相当頑張られたとは思いますがけれども、本来必要最小限度のラン

ニングコストを出したって、恐らく船主、オーナーのほうにしても、それから石油の荷主のほうの人にしたって、それだけ石油というものが国民にとって、あるいは国民経済にとって必要性のあるものだ、ある程度国が面倒を見なさいとなるんじゃないでしょうか。

確かに起こしたときは、荷主なり船会社の責任である、これは間違いない。しかし、そういうときにどう対応するかというのは、ある程度国が面倒を見るべきじゃないのという議論が出るので、それは役所の知恵で少し考えていただけませんか。厳しいとは思いますが、もう少し何とかそこら辺、あんまり格好いいものにしてしまうと、後が大変じゃないのかな。もう少し言えば、第2フェーズのところでは何とかするとおっしゃいますけれども、第2フェーズでここに書いてあるようなものをもう少し具体的な姿で、さっきの(4)のところ、書くところの数字のほうと財務内容のほうとつながってくると思います、感じとすれば。注文であります。そこはよろしく。

【落合分科会長】 ほかに全体につきまして、工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 さっき非常にアバウトな言い方をしたので、少し項目に沿って申し上げますと、とりあえず中期目標に従って見ていきますと、例えば2番というのが業務運営の効率化に関する事項ということで、いきなり効率化になるわけですね。恐らくは今回の最も重要な、しかも設立当初に対してということの、設立までの話がまずその中でも重要になってきますので、具体的にはこれをつくった段階で、独立行政法人海上災害防止センターとしてやっていくべき業務の内容を検討するとか、それを精査して仕組みづくりを考える、あるいは関係機関との連携であるとか、あり方というのを研究していくということがまずあって、その上で従来の業務運営を効率化しましょうという話になるんだと思うので、今まで多くの独立行政法人の場合は、まさに毎日のルーチンをやっていることが、国の役人がやっているからどうもいいかげんだらうと。だから、独立行政法人になって、民間の会社みたいにもうちょっと頑張るってねというようなことで、2番がすぐ出てくるんですが、恐らくこの場合は、ここにワンクッションあるんだと思うんです。

じゃ、そこで例えば、今まで考慮されなかった事項をどうやって考慮していくかということの研究というのがまず必要だらうと。だから、いきなり効率化という話に入る前に、ワンクッション、業務内容の精査、あるいは他機関との連携のあり方とか、それを研究するというのが必要かなと思います。

同じように、4番、今加藤委員もおっしゃったとおりなのですが、いきなり財務内容を改善するというのは、会計の仕組みが大体決まっていて、歳入歳出がもうほとんど一定だ

と。その中で、研究所とか、いかにむだなくやっていくかという話にすぐなる機関の場合はいいいんですけれども、そうではないわけですから、そもそも今後財政構造をどういうふうに考えていくのかということをもまず考えて、それが例えば4番だとしたら、5番にその上で今までのところ、あるいは独立行政法人に移った当初の段階として考えられる改善策は何か、それは事務所の移転だったりということになるのでしょうかけれども、そういうふうに、それぞれワンクッションを置かれると少し流れは通るのかなと思います。

しかも、私は評価委員をあちこちでやっているものですから、それが結局年次計画に落ちて、年度末ごとに評価するとどうなるかと考えながら見ていきますと、どうしても……。

それがないと何が起こるかということ、今のルーチンのちまちました事務的な経費に関しては、1年たってみたらうまく節約できましたと。じゃ、すばらしかったということになると、独立行政法人海上災害防止センターが1年間運用を終わったときに、センターとしてどうかという話の評価がめちゃくちゃになる可能性が非常に出てくるのです。

一つ一つはうまくできたけれども、全体として問題が出てきたという、問題が出てきたところをうまくいろいろ指標でだれが見てもわかるような形にすれば、このままではどうもまずいんじゃないかという話になりますけれども、このままでいくと非常に危険なのは、多分ここに書いてある効率化とか運営の合理化というのは、それで進むと思うのです。皆さんもうかなり努力されておられるわけですし、こういうのは皆さん非常に得意とする分野なので、恐らくここに書いてあることは達成しますね。終わってみたら、うまくいったのじゃないかと。ところが、何かどこかと来たらぼろぼろだったということになると、何でという話になる。恐らくもうちょっと構造的な部分が入っていないからで、やはり2番の前にワンクッション、4番の前にワンクッションを入れることで、中期計画になるときに、いきなり効率化のための指標だけではなくて、業務運営自体のあり方であるとか、そもそも今幾つか柱になっている業務というのが、お互いどういう関係にあるのかとか、そのあたりをまず考えるところからスタートするといいいのではないかと。

もちろん計画が次にまたローリングしていくときには、当然それは変わってくると思いますし、それがどんどん変わらなければ問題だと思ってしまうのですが、当初はそういうところを入れていただくといいいのかなという気がしました。

【落合分科会長】 ほかの委員の方でご意見ございますでしょうか。非常に有益な議論がなされたと思います。時間もそろそろ押し迫ってきておりますので、これらを踏まえてさらに分科会として中期目標、中期計画についての議論を進めていくということにいたし

たいと思います。

そういたしますと、あとこのアジェンダによりますと、7番のその他というのがございます。その他の中身なのですが、これにつきまして事務局のほうからお願いいたします。

【福井課長補佐】 それでは、その他のほうでございます。本日前のほうのプレゼンの写真で見ていただきましたが、横須賀のほうと第二海堡にセンターの訓練所を持っておりまして、できれば委員の皆様方にご見学いただきたいと思っております。先日、各委員の方々の第2回目の日程調整をさせていただいた上で都合を見ますと、見学はほぼ1日ばかりになると思いますので、8月28日木曜日でございますと、今のところ5名か6名の方がご出席可能と思いますので、その日に実施したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

【落合分科会長】 委員の出席可能という点から見ますと、この日が一番多いということでもあります。実際そういう現状を見るというのは、審議にとって非常に有益であるということでもありますので、横須賀の訓練所見学を実施したいと思っております。日程につきましては、8月28日ということによろしゅうございますか。それでは、そのようにさせていただきます。

【福井課長補佐】 それでは、また詳細な日程につきましては、事務局のほうから別途ご連絡させていただきたいと思っております。

【落合分科会長】 そういたしますと、次回の本分科会の日程をいつにするかということが、この点につきましても事務局のほうからご説明をお願いします。

【福井課長補佐】 次回の分科会ですが、8月26日火曜日の午後3時から、または27日午前10時から。現在のところ、それぞれ6名のご出席が可能ということで、杉山先生が今のところはまだ未定ということで、最大7名のご出席がいただけるということでございます。このいずれかの日で開催したいと考えております。

【落合分科会長】 26日か27日かということですが。これは現時点でどちらかに決めるという必要はありますか。

【福井課長補佐】 もし、お決めいただけるのであれば、杉山先生のほうには確認してみたいと思っております。

【落合分科会長】 それでは、28日が横須賀見学ということで、これは近接してやったらいいのか、それとも間を置いたほうがいいのかというあたりでは、よくわからないのですが、じゃ、27日の午前10時からというのでいかがでしょうか。よろしゅうござい

ますか。事務局のほうはこれでよろしいわけですね。じゃ、次回本分科会の日程につきましては、27日水曜日の午前10時からということで開催したいと思います。

【福井課長補佐】 場所でございますが、今のところは、同じ建物でございますが、4階の特別会議室を予定しております。また、開催のご案内につきましては、別途事務局のほうから送付させていただきたいと思っております。

あと、次回の議題でございますが、本日ご意見をいただいたものの修正及びセンターの業務方法書、あと役員の報酬等の支給基準と長期借入金という4つについてご審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【落合分科会長】 そうしますと、それ以外には特に事務局のほうからないわけですね。これでよろしいですね。

【福井課長補佐】 はい。

【落合分科会長】 では、本日予定いたしました議題はすべて済んだということで、本日の分科会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

了